

静岡市建築確認等に関する電子申請受付システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）が提供する電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、静岡市（以下「市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、本システムを利用して市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 本システム利用における留意事項は、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

(規約の遵守)

第3条 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、当該申請者は本規約に同意したものとみなす。

(申請手数料の納付)

第4条 申請者は、電子申請を行った後、市からの手数料納付依頼に従い、市指定の電子申請システムによる電子納付により申請手数料を納付するものとする。

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、市における事前チェックを経た後に行うものとする。

(申請等受付)

第4条の2 市が電子申請の審査を開始する時期は、前条による申請手数料が納付された後、市の職員が納付金額を確認し、本システムにより申請を受理したときとする。

2 前項において、本システムによる申請又は申請手数料の納付が閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に行われたものとして扱う。

3 第1項において、本システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、市の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

4 電子申請への署名等の措置については、「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて（技術的助言）」（令和7年1月16日付け国住指第357号、国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「技術的助言」という。）によるものとする。

(処分通知等交付)

第4条の3 市による確認済証その他の処分通知等（以下「処分通知等」という。）の交付は、市の窓口による書面での交付又は本システムにアップロードする方法により行う。

2 前項における処分通知等の交付日は、処分通知等を申請者が窓口で受領した日又は申請者がダウンロードした日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知等を表示可能となった日を原則とする。

（本システムを利用できない場合の対応）

第5条 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

（免責）

第6条 市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

（本規約の変更）

第7条 市は、事前通知を行うことなく、本規約を変更することができる。

2 市は、本規約の変更を行った場合、遅滞なく、本システムに掲載するものとする。

3 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

（個人情報の取扱）

第8条 市は、申請者の入力した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「静岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第9号）」に基づき取り扱うものとする。

（合意管轄）

第9条 本システムの利用に関連してICBAと申請者との間に生ずるすべての訴訟については、静岡簡易裁判所又は静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

（準拠法）

第10条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、令和8年4月1日から施行する。